

平成25年第10回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年5月28日(火)
場 所 豊玉小学校会議室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

平成25年度練馬区教育委員会一斉防災訓練の実施について
平成25年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
ラチス形式の区立小中学校屋内運動場の耐震診断結果について
区立小中学校の耐震改修状況について
練馬区立学校における体罰等の実態把握について
平成25年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要
教科書展示会の開催について
子ども・子育て支援新制度について
区立学童クラブ在籍・待機児童数について
平成25年度夏休み居場所づくり事業の実施について
学童クラブ待機児童の夏季休業期間中の緊急受入について
保育所在籍・待機児童数について
練馬区グループ型家庭的保育事業(保育所実施型)実施施設の新規開設について
練馬子ども家庭支援センター(仮称)練馬駅北分室の設置について
練馬駅北口区有地活用における保育施設等の整備について

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

委員長

初めに、陳情案件である。継続審議中の陳情4件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと伺っている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

平成25年度練馬区教育委員会一斉防災訓練の実施について
 平成25年度区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
 ラチス形式の区立小中学校屋内運動場の耐震診断結果について
 区立小中学校の耐震改修状況について
 練馬区立学校における体罰等の実態把握について
 平成25年度練馬区立中学校生徒海外派遣概要
 教科書展示会の開催について
 子ども・子育て支援新制度について
 区立学童クラブ在籍・待機児童数について
 平成25年度夏休み居場所づくり事業の実施について
 学童クラブ待機児童の夏季休業期間中の緊急受入について
 保育所在籍・待機児童数について
 練馬区グループ型家庭的保育事業(保育所実施型)実施施設の新規開設について
 練馬子ども家庭支援センター(仮称)練馬駅北分室の設置について
 練馬駅北口区有地活用における保育施設等の整備について
 その他
 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は16件ご報告をするので、よろしく願います。

委員長

それでは、報告の1番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

安藤委員

この時間帯に子供たちがいる可能性のある場所として、総合教育センターと地区区民館が含まれていない。ここでは避難訓練は行わないのか。また、児童館、青少年館についてもマニュアル等を作成しているのか、教えてほしい。

教育総務課長

青少年館については、子供も利用するが、大人の利用者もあるので、利用者の避難訓練として、子供、大人限らず、実施している。また、教育センターについては、定期的に施設での避難訓練を実施している。

委員長

区が行うのか。

教育総務課長

はい。

委員長

よろしいか。

安藤委員

地区区民館はいかがか。

教育総務課長

地区区民館は教育関係の施設ではないので、今回は対象にしていない。

安藤委員

地区区民館にも子供が遊ぶような施設があるが、今回は行わないにしても、地震があったときの避難経路や、保護者の方への連絡体制等は整っているのか。

子育て支援課長

地区区民館について、児童施設機能があるので、マニュアル等を整え、連絡体制をとれるようにしている。今回は教育委員会所管施設ではないため、訓練は行わない。しかし、地区区民館にある学童クラブだけは、子育て支援課の直接施設として、訓練を行う予定である。

委員長

ありがとう。
ほかにご意見、ご質問はあるか。

外松委員

6番の(1)の にある幼児・児童・生徒の引き渡し訓練は、今回の訓練の中で、主な内容になるのだろうか、親御さんにどの程度働きかけているのか。

保育課長

保育課は、現地の引き渡し訓練という形で、事前に保護者の皆様にお知らせを配っている。3時10分から引き渡しを開始するので、ご協力をお願いしている。

委員長

よろしいか。ほかにあるか。
それでは、教育委員会全体でこういう新しい試みであるが、より実践的な訓練ができるかと思う。周知徹底をよろしくお願ひしたいと思う。
それでは、報告の2番について、お願ひする。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願ひする。
ご意見、ご質問はよろしいか。
それでは、今年度、検討委員会がもたれるということである。よろしくお願ひしたいと思う。
では、次の報告3番についてお願ひする。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

安藤委員

耐震診断結果であるが、今、この中で平成24年度の数値が一番低い数字ということであるが、平成16年度の数字も一番低い数字だと考えてよろしいか。

施設給食課長

具体的にI s値というのは、建物に1つしか導入していない。こちらの建物の中の一番低いところをとって、I s値としている。

安藤委員

平成16年度から平成24年度の間、数値が下がるということは、経年劣化ということなのか。

施設給食課長

昨年9月の段階でお話しさせていただいた内容になるが、平成18年に文部科学省が、ラチス形式の体育館についての診断方法を変更した。変更後の診断方法で計算をすると、I s値は大きく下がる。

委員長

新基準になったために、数字が下がったということで、よろしいか。
それでは、次の報告4番について、お願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問があったら、お願いします。

天沼委員

I s値0.7を基準にしていると考えてよろしいか。7ページの開進第四中学校の診断結果が、0.3から0.51で、補強改修した後0.51となっているが、これはいいのか。

施設給食課長

開進第四中学校については、これまでの補強工事で耐震性能0.7以上、もしくは1.75以上を確保することが見込まれないために、ただいま改築の設計をしている。

天沼委員

わかった。

委員長

耐震化率の出し方であるが、未改修棟数÷全棟数、つまり、 \div ということでしょうか。

施設給食課長

耐震化率については、総数のところで見いただくと、362棟あるうち、未改修のものが10棟だけであるから、362分の352のパーセンテージを計算し、97.2%となる。

委員長

わかった。耐震化率と未改修率が混同していると思うが、それは棟数のことよろしいか。

施設給食課長

はい。棟数で計算している。

委員長

ほかの方、ご質問をどうぞ。それでは、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、次の報告5について、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

質問であるが、4番の の不適切、あるいは行き過ぎた指導の疑いがある行為で、どんなものが多かったのか。

教育指導課長

本日配付した別紙1の15ページをご覧ください。こちらに として、不適切な指導の内容について記載があるが、本区において多かったものは、アの児童・生徒の身体に対するものが多かった。特に押してしまう、頭を軽くたたくといった行為が多くあ

った。
以上である。

安藤委員

今、ご説明された体罰分類基準は、東京都のものか。

教育指導課長

はい、こちらは東京都が今回公表するに当たって、体罰の分類基準として示したものである。

安藤委員

東京都の報告内容と比較すると、資料5の4番の には指導の範疇というものがあるが、東京都は指導の範疇を不適切・行き過ぎた指導の疑いのある行為に含めている。練馬区のように分けるのであれば、疑いという言葉は必要ないのではないか。

教育指導課長

資料5の4番の練馬区の調査結果については、練馬区で調査した結果を東京都に報告したものであって、その段階では、分類がまだ東京都で示されていなかった。練馬区で報告した分類をもとに、東京都教育委員会では、15ページにある体罰分類の基準にあわせて、今回5月23日に公表したということである。よって、練馬区で報告した時点では、疑いがあるということで報告をしている。

以上である。

委員長

よろしいか。

安藤委員

はい。

外松委員

感想とお願いとなるが、体罰は学校教育法第11条で、禁止とはっきりとうたわれているが、現実にはどこまでが懲戒で、どこからが体罰なのか区別、認識されないまま、今日に至ってしまっている現状があると思う。

東京都でも、この最後の15ページの体罰分類基準というものが、5月23日に発表されたと、説明をいただいたが、具体的に現場の先生方が、また子供の教育活動にかかわる方が、どのような言動が体罰に当たるのかということ、具体的に認識していかなければならない。これは難しい問題である。

研修も予定されているようなので、その際は、文書で体罰を明確に示すということも必要であるが、現実に沿った、より具体的な指導を強くお願いしたい。難しい問題であるが、よろしく願います。

委員長

私も今の外松委員と同じような感想を持った。今回の実態調査なども含めて、世間一般、学校の教職員にとっても、体罰についての認識は高まったと思うが、実際にはどうという行為が体罰に当たるかということが具体的でないとわかりづらい。それで、どのような考え方をしているから体罰につながっていくのかということも、十分認識していく必要があると思う。

今、区としてもさまざまな対応をしていただいていると思うが、さらに一層、そのようなところを検討していただきたい。今回いただいた別紙の7番のページに、解決すべき課題が挙がっているので、このあたりもぜひ十分にご指導いただきたい。

天沼委員

文部科学省は、体育や、部活などの場面で体罰が多く発生するという事を挙げてきているが、信頼関係ができていう先生の一方的な思いから、手が出てしまうということがあのようなので、その辺の信頼関係があるとかないとかではなく、手を挙げたり、蹴ったりすることは、あってはならないことと徹底してもらいたい。

場面が、授業中ということで、どのような授業なのか、今回の報告ではわからないが、児童生徒が指示どおり動かないというのは、どうしても発生してしまうので、信頼関係があるからということで、体罰が繰り返されてよいというわけではない。その辺のところも指導してもらいたい。

委員長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、次の報告の6番について、願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問はあるか。昨年と何か変わった点があるのか。

教育指導課長

特にはない。

委員長

それでは、引き続きよろしくお願ひしたいと思う。

それでは、報告の7番について願います。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

これは例年とおりである。よろしいか。
次の報告の8番について、願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

天沼委員

今回の大きな改正の中で、支援給付の問題があると思う。別紙1で見ると、利用者が区に申請し、区が保育の必要性を認定することになる。3ページの(3)の一番上に保育の必要性の認定基準とあるが、この基準が必要以上に高いものにならないか心配である。待機児童を解消するため、状況分析なども踏まえ、十分に検討していただきたい。

もう一点、子育て家庭も税金を支払っている。学校教育は義務教育であるため、授業料を支払っていないが、保育は保育料を支払っている。厳しい状況であるが、保育料も無償の方向で検討できないか。

子育て支援課長

まず、1点目の保育の認定基準の考え方であるが、基本的には保育の必要性に応じて、必要な施設に入っただき、待機児童を出さないという趣旨であり、ハードルが高いというよりも、その家庭に応じた必要性をきちんと判断していくものである。それに応じて、必要な支給、給付をしていくという考え方が示されている。具体的な基準や判断の内容についてはまだ示されていないが、国の事業の基準に応じて、検討していきたいと思っている。

それから、保育料については、資料の5ページ目の表の真ん中あたり、公定価格と示されている。国で一定程度の保育料については、基準の金額を示すということになっているので、それに応じて、区としても検討していくことになる。

天沼委員

新たな支援体制の中で、保育料に関しても、支援策の中に含まれたと考えてよろしいか。

子育て支援課長

現在の保育制度についても、一定程度公定価格のようなものが示されて、一定の財源が入っている。今回の制度については、認可外保育施設について、今まで国からそのような給付がなかったのが、これについても一定程度枠組み、基準を決めて給付し、保育所の待機児童解消に役立terるといふ枠組みになっている。いずれにしても、国からさ

さまざまな方向性が示される中で、区としても待機児童解消に向けて検討していきたいと考えている。

外松委員

今いろいろと説明を伺っていて、消費税を上げた財源をこちらに回すということが大前提になっているので、流動的な部分もあり不安を感じるが、子育てをしている世代から見ると、今までよりはいろいろな意味で子育てに関して支援が広がると考えてよいか。認可外保育園の支援も国から少し財源があるという見通しのお話であったが、先ほど天沼委員もおっしゃっていたが、これからいろいろと検討委員会を立ち上げたときに、3ページの(3)にあるように、保育の必要性の認定基準が、とても重要になってくると思う。よろしく願います。

委員長

スケジュールも詰まっているようであるが、ぜひ利用者のニーズを十分に受けて検討していただきたいと思う。どうぞよろしく願いたいと思う。

それでは、報告9番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問を願います。

天沼委員

表の2番、3番に待機児童数が出ているが、全区にわたって待機児童数が増えているわけではなく、大泉や石神井という特定の地域に2桁の待機児童数があり、地域間格差が大きい。一般的に待機児童解消の事業をするというやり方もあるが、そういった地域にポイントを絞った対策が必要であると思うが、いかがか。

子育て支援課長

3ページの一番下の合計欄の一番右側に、空き状況という数字がある。待機児童が出ている一方で、336人という空きがあり、需給にアンバランスが生じている。委員がおっしゃるとおり、2桁の待機児童が出ているところを中心に対策を考えていくことが必要だと考えている。

外松委員

関連して、今お話しいただいたように、空きは336人もあるのに、待機児が182人もあるという状況なので、先ほど報告の8番にあった子ども・子育て支援制度にものとして、学童クラブが必要な地域と児童数を把握しなければ、この待機児数は解消されないのではないか。天沼委員がおっしゃったとおり、実態にあわせて何か対策を練っ

ていかなければいけないと思っている。

子育て支援課長

今回の子ども・子育て支援事業計画については、ニーズ調査を行うので、その結果も踏まえて対応したい。また、学童クラブの需要というのは、年によって大きく差がある。今の枠の中で柔軟に対応して、後で吸収できるような仕組みをとっているが、その仕組みの限界を超えているところもある。後ほどご説明する事業を活用しながら対応したいと思っている。いずれにしても、待機児童がなるべく発生しないような仕組みをあわせて考えたい。

委員長

それでは、報告10番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見やご質問をお伺いする。

天沼委員

実施場所が1校から3校に増えたのと、対象児童が学童クラブの待機児童も含めるようにしたこと、それから、期間も7月21日から8月31日ということで、子育て支援事業が着実に進められている。どうぞよろしくお願いします。

委員長

それでは、報告の11番についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願いします。

外松委員

このような対策をとっていただいたことに感謝したいと思う。保護者の方々は安心されるだろうし、お子様も喜んで生活ができると思う。どうぞよろしくお願いします。

委員長

それでは、報告の12番についてお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願いします。

外松委員

今説明いただいたように、定員の枠を500人以上増やしても、またさらに昨年度より待機児童数が増えてしまったという現状があって、本当に悩ましいところであるが、預ける側となってみたら、住まいの近くでなければ、お子さんを預けて仕事に出るということができないという実情がある。これを解消するのは、本当に細かい調査が必要になる。どの辺の居住地にどういう年齢のお子さんがいるかという調査をしなければ、ニーズにこたえるのは難しい。難しい問題であるが、よろしくをお願いします。

天沼委員

国では本腰を入れて、数年で待機児童の解消に向けて動き出すという話は聞かれる。例えば、横浜市がゼロになったというが、どんな策が使われたのか、その辺の参考になるようなことがあるか。

保育課長

横浜市は、ここ3年間で待機児童数をゼロにしたということである。いわゆる横浜方式というものである。この定義がよくわからないところもあるが、報道ではよく横浜方式と言われている。

1つは、保育所の建設主体に、株式会社を入れていくというものである。もう一つは、横浜保育所ということで、東京都にある認可外保育施設のようなものを大量に建設、設置して、待機児童を解消するというものである。

1つ目の株式会社であるが、練馬区は委託園、また、私立保育所や認可私立保育所においても、以前から株式会社を導入しており、民間の力もかりながら取り組んでいるところである。

天沼委員

わかった。ありがとう。

委員長

それでは、報告の13番についてお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

外松委員

この場所は、練馬地区の待機児童数が多いところである。定員は15名だが、少しは解消されるのではないか。21日から周知しているようだが、現在の応募状況等はいかがか。

保育課長

昨日の夕方時点で、申込者は6人である。今、委員がおっしゃったように、この地域は待機数が非常に多いところである。定員は15名であるが、この事業の対象は0歳から2歳であり、待機児童が非常に多い年齢層のところを対象としているので、一定の効果はあると考えている。

委員長

それでは、報告の14番および15番については、関連のある報告案件なので、一括して説明をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

保育課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

全日体制で、また時間も延長されて、子供を受け入れるということで、大変すばらしいと思った。どうぞよろしくをお願いします。

それともう一件、今、練馬駅南側にある南分室であるが、こちらでは、子育てのひろば事業とトワイライトステイ事業があるが、今後南分室はどのようになるか。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料14の裏面の参考の事務分掌のところ、南分室の機能と北分室の機能を記載したが、南分室については、子育てのひろば事業、トワイライトステイを引き続き行う予定である。

委員長

それでは、よろしくをお願いします。

その他の報告をお願いします。

教育総務課長

資料16である。教育委員会の後援名義等の使用承認事業である。平成25年5月実

施の追加分と、6月の実施分の12件である。内容についてはお目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

特にないか。

委員一同

はい。

委員長

その他の報告はあるか。

ないようなので、この後は授業の視察となる。本日の定例会は視察の終了をもって終了とさせていただきますので、よろしく願います。